第十六項の表第十一条第二項の項	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、二項、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項	一般株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
第十六項の表第二百五十八条第一項の項	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等	租税特別措置法第三十七条の十二第八項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）において準用する同法第三十七条の十第六項第五号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される法第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄附金控除）、第八十六条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（以下「上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	、一般株式等に係る課税譲渡所得等	、上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	及び租税特別措置法第三十七条の十第一項	及び租税特別措置法第三十七条の十二第三項
第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項	一般株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
第十六項の表第二百六十一条第一号の項	一般株式等に係る課税譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する

第十六項の表第二百六十六条の項	一般株式等に係る課税譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
第十七項	第三十七条の十第一項に	第三十七条の十二第三項に
	一般株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得

第二十五条の十一の二第二項中「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第三項中「の株式等」を「の法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、「金額、」及び「又は」の下に「同項に規定する上場株式等の譲渡に係る」を加え、同条第五項中「第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債、同項第五号」に改め、同条第七項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十二項各号に掲げる事項」を削り、同項第二号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第八項各号列記以外の部分中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三第一項又は第三十七条の十三の二第四項若しくは第七項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、同項第三号中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同条第十項中「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に改め、同条第十一項中「おいて法第三十七条の十二の二第六項」を「おいて法第三十七条の十二の二第五項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、同項第三号及び第四号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第五号中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「おいて株式等」を「おいて上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第三号中「配当所得」を「配当所得等」に、「並びに株式等」を「並びに上場株式等」に改め、同項第四号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第五号中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「おいて株式等」を「おいて上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十三項中「含む。」の下に「、第三十七条の十第一項」を加え、「金額及び」を「金額、法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び」に改め、同条第十四項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第十五項中「第六項」を「第五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十六項中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、「おける」の下に「法第三十七条の十一第六項において準用する」を加え、「、株式等」を「、上場株式等」に改め、同条第十七項中「第六項」を「第五項」に、「第四条の二第四項」を「第四条の二第七項」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十八項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第二十五条の八第十三項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「第二十五条の八第十三項」を